

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.12.0)	1.18-1	誤記訂正（下線部削除） （旧）（2）「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順 （新）（2）「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.12.0)	1.18-4	他条文との記載整合のため、以下の記載適正化を実施（下線部参照）  （旧）※2 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすこと や・・・（略） （新）※2 自主対策設備：技術基準上 <u>の</u> すべての要求事項を満たすこと や・・・（略）	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.12.0)	1.18-8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 21, 23, 24, 25, 26, 36, 37, 39, 40, 41, 43, 44, 49, 70, 72, 73, 75, 76, 78, 80, 81	本文、図表、添付資料に記載している発電所対策要員のうち、「事務局」、「事務局長」、「事務局員」の名称を「総括班」、「総括班員」、「総括班員」にそれぞれ修正（技術的能力1.0との整合）	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.12.0)	1.18-42 1.18-106	第1.18.15図 緊急時対策所 給電系統概要図、第1.18.46図 緊急時対策所電源構成の記載適正化（設備名位置修正）	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.12.0)	1.18-108	第1.18.14表 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 必要な負荷の以下の記載を適正化 （旧）非常用電源設備 （新）非常用 <u>交流</u> 電源設備	